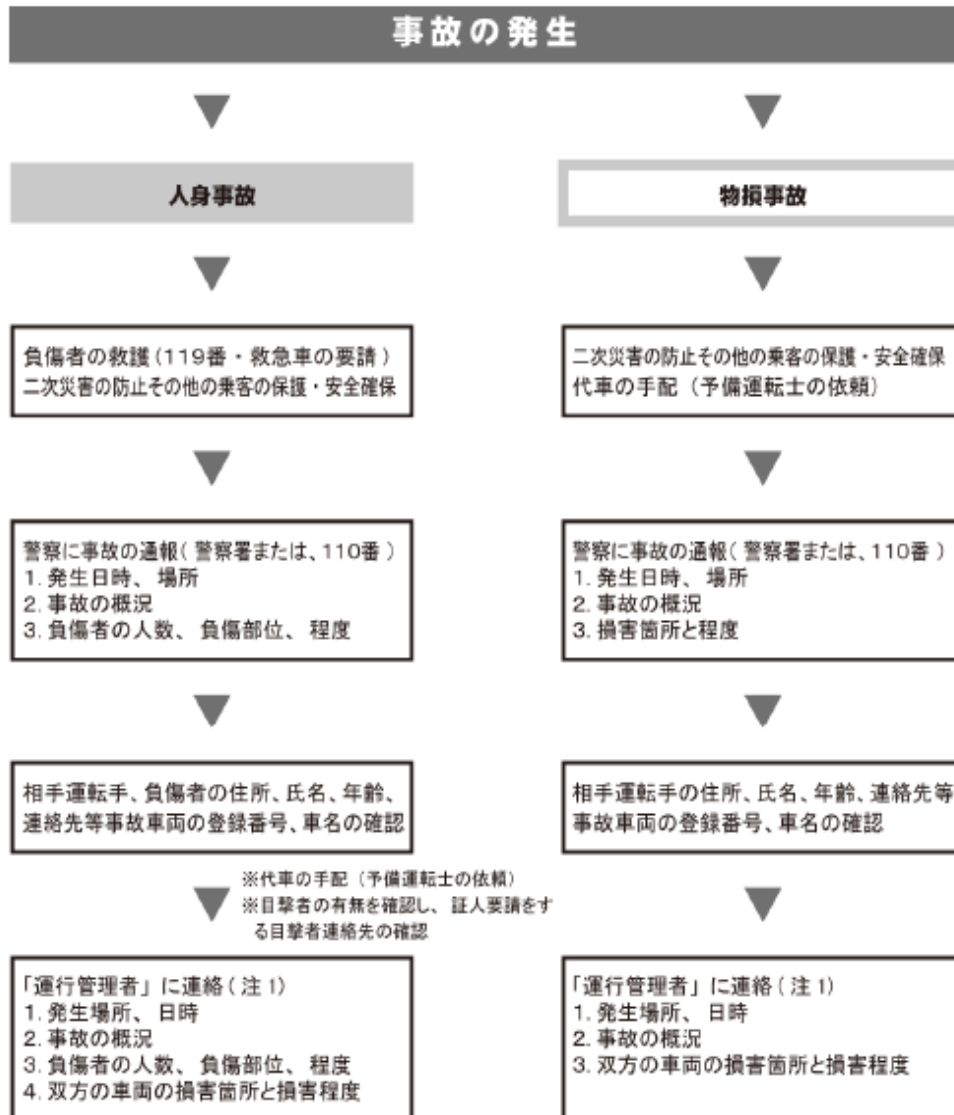


重大事故発生時の対応図



（注1）受託先には事業所担当者から連絡

注意事項

- ①人身事故の場合、人命救助を第一とし、落ち着いて冷静に行動すること
- ②事故を安易に処理しようとせず、事実を正確に警察及び事業所に報告すること
- ③小さな事故でも警察に通報し、警察官立ち会いのもと事故状況を確認、事故証明書を取得すること
- ④目撃者等が居た場合には、証言の要請をし、了解を得、連絡先等を確認しておくこと
- ⑤現場での事故処理完了後、付近の略図を事故記録メモに記入しておくこと
- ⑥通報後周囲、自車及び他車の安全が確認できた時点で、事故現場の保存に努めること
- ⑦現場警察官の指示に従うこと